

# I ミニ政策減税型の2000年度税制改正

片桐 正俊

中央大学経済学部教授

## 2000年度税制改正の特徴

2000年度税制改正の特徴は、小規模な政策減税中心のものとなった点にある。それは、表1の2000年度税制改正による増減収見込額の内訳を見ればよく分かる。国内税の増減収見込額は、全体で初年度1,470億円減収、平年度で6,690億円の減収となっている。小規模な政策減税の主な

項目としては、(1) 住宅ローン税額控除制度 (2) 特定情報通信機器の即時償却制度 (3) 中小企業投資促進税制 (4) 確定拠出型年金制度に係る税制上の措置 (5) 相続税の軽減があげられる。他方政策増税項目はわずかであって、主なものは16歳未満の扶養親族に係る扶養控除制度の見直しだけである。

ここで、政策減税と政策増税の個別の内容分析をする前に、2000年度税制改正全体について2点問題を指摘しておきたい。

第1に、このようなミニ政策減税中心の税制改正となったのは、景気を本格的な回復軌道に乗せるために、なお景気対策を続行する必要はあるが、もはや前年度のように9兆3,000億円もの大型減税を実施する財政的余裕は全くなくなっていて、もし実施すれば取り返しのつかない財政破綻が生じるのが目に見えているからである。大型減税はできないが、景気対策上なお減税を選択的に小規模に実施しようとするのが今回の税制改正である。しかも小幅の政策増税もあって、つぎはぎの租税改正に終わってしまった。

第2に、2000年度の税収は、郵便貯金の集中満期に伴う利子課税の增收が3兆円発生し、若干のプラス成長を見込めば3年ぶりにプラスとなり、49兆円前後となる見通しだが、50兆円の大台は3年連続で割り込みそうで、新規国債発行額は過去最高の32兆6,100億円、国債残高364兆円という巨額の債務を抱える見込みだけに、今後増税は避けられないにもかかわらず、そのための税制の抜本改革は先送りされてしまった。

表1 2000年度の税制改正(国内税関係)による  
増減収見込額 (単位:億円)

改 正 事 項	平年度	初年度
1. 民間投資等の促進		
(1) 住宅ローン税額控除制度	△ 2,800	—
(2) 特定情報通信機器の即時償却制度	△ 2,950	△ 2,360
(3) 中小企業投資促進税制	△ 1,450	△ 990
(4) その他	△ 230	△ 120
計	△ 7,430	△ 3,470
2. 確定拠出型年金制度(仮称)に 係る税制上の措置	△ 1,410	0
3. 16歳未満の扶養親族に係る扶 養控除制度の見直し	2,030	2,030
4. その他		
(1) 企業関係租税特別措置 の整理合理化	250	140
(2) その他	△ 130	△ 170
計	120	△ 30
合 計	△ 6,690	△ 1,470

(注) 住宅ローン税額控除制度の平年度減収額は、2001年1月1日から同年6月30日までの居住分について、現行税制に比して増加する減収額としている。

表2 住宅ローン税額控除制度の改正

	現 行	改 正 案
2001年居住分	<p>&lt;控除期間 6年間&gt;</p> <p>[住宅借入金等] [控除率]</p> <p>〔の年末残高〕</p> <p>・2,000万円以下 の部分 1%</p> <p>・2,000万円超 3,000万円以下の部分 0.5%</p>	<p>2001年1月1日から同年6月30日までの居住分</p> <p>&lt;控除期間 15年間&gt;</p> <p>[住宅借入金等] [適用率・控除率]</p> <p>〔の年末残高〕</p> <p>・1年目から6年目まで 1%</p> <p>・7年目から11年目まで 0.75%</p> <p>・12年目から15年目まで 0.5%</p> <p>2001年7月1日から同年12月31日までの居住分</p> <p>同 左</p>

## ● 住宅ローン減税とパソコン減税――

### (1) 住宅ローン税額控除制度(=住宅ローン減税)の改正

これは、2001年中に居住の用に供した場合の住宅借入金等の年末残高の限度額、控除期間及び控除率を表2のように改めるものである。

住宅ローン減税は、住宅の新規取得者に15年間にわたって最高590万円弱の税額控除を認めるものである。2000年度税制改正では、住宅ローン減税の期限を2000年末の入居から2001年までと半年延長した。この制度そのものは、景気対策として導入されているが、借家より持家を優遇し、かつこの時期にマイホームを建てうる条件を持つ者を優遇するもので、公平性の点で問題があり、余り延長を重ねないでもらいたい。なお、この制度の期限が切れても、2000年7月以降優遇度は低下するが、住宅取得促進税制が適用されるので、優遇税制が全くなくなるわけではない。

### (2) 特定情報通信機器の即時償却制度(=パソコン減税)の改正

これは、青色申告書を提出する個人事業者と法人が、2001年3月31日までの間に、取得価額100万円未満の特定の情報通信機器を取得し、事業の用に供した場合には、初年度において、取得価額の全額の損金算入を認めるものである。こ

れは、1999年度の導入され1年限りの措置であったが、さらに1年間延期されることになった。

この制度の利用者は多く、1999年度において3000億円と見込まれた減税規模は、それ以上になる見込みである。今日わが国が求められているのは、情報通信産業への投資拡大であるから、それを政策的に

誘導するものとして、パソコン減税をなお一年延長することは有意義だと評価したい。ただし、赤字企業にとってはメリットは期待できない。

## ● 中小企業・ベンチャー企業の促進税制

### (1) エンジェル税制の拡充

エンジェル税制の対象となる特定中小会社の株式について、上場等の日において3年超保有した株式をその上場等の日以後1年以内に譲渡した場合、一定の要件の下で、譲渡所得等の金額を2分の1として課税する特例を創設した。そして、現行の創業者利得の特例と合わせて、本来の税負担に比し税負担を4分の1に軽減できることになった。産業構造の変革の旗手となるかも知れないベンチャー企業を支援する制度であり、評価できる。

### (2) 同族会社の留保金課税の特例の創設

設立後10年以内の中小企業者及び新事業創出促進事業者について、同族会社の留保金課税の適用を2年間停止することになった。しかし、留保金課税は、事業の法人形態と個人形態とのバランスの観点から設けられているものであり、中小企業の困窮を救う狙いで2年間この制度を停止するのはやむなしとしても、個人所得税の最高税率と法人課税の実行税率との較差が縮小したとはいえない存続している限り、この制度は廃止すべきではない。

## 確定拠出型年金制度に係る税制――

2001年初めに導入予定の確定拠出型年金「日本版401K」に対する拠出時の税制としては、①と②のようになつた。①企業型は企業の拠出分を損金に算入できる。企業掛金の限度額は、企業年金がない場合は年43万2,000円、企業年金がある場合は21万6,000円となつた。②個人型は企業年金のない企業の従業員に拠出を認め、掛金に年間18万円まで非課税枠を設定し、自営業者には年間81万6,000円の非課税枠を設定した。また、積立金の運用時は非課税、給付時も年金方式なら公的年金等控除を適用し、実質非課税にすることになった。

確定拠出型年金の導入・普及に大きな期待を抱いている産業界、金融業界では、上記以上の強い優遇措置を求めていたが、日本型401Kプランは貯蓄的性格が強いことや、他の個人年金や貯蓄課税との公平性を考慮すれば、優遇措置を控えめなものにせざるをえなかつたのはやむをえない。それでもなお、給付時実質非課税は年金課税の原則にもとると言わざるをえない。

## 相続税の軽減――

相続税の最高税率(70%)の引き下げは見送られ、相続税の見直しは、中小企業の後継者が財産を引き継ぎ易くするように事業承継支援に重点がおかれた。すなわち、相続した遺産のうち自社の未公開株の評価が高すぎるという批判に応えて、評価を軽減した。市場での取引がない中小企業の株式の価格は、類似した業種の公開企業の株価を参考に推計するが、公開企業の株価からの減額率を現行の最大30%から最大50%に拡大した。さらに、税を分割して納付する「延納」を選択した場合にかかる利子税の税率も引き下げた。

しかし、中小企業者の事業承継に伴う現行相続

税が、実態としてどの程度事業承継を妨げているのか明らかにされないまま、その緩和措置が取られたように思われる。問題は未公開株のような特定の財産の評価を税の公平性を無視してまで軽減しなければならないほど、中小企業者の事業継承は行き詰まっているかどうかである。また仮に行き詰まっていたとしても、山田淳一郎氏が提唱しているように、株の評価軽減よりも有償原資による未公開株物納の方法も考えられるのではないか。

## 扶養控除割増特例の廃止――

16歳未満の子供を持つ人を対象とした年少扶養控除が、現行の48万円から38万円に引き下げられた。これによって浮く約2,000億円は、児童手当の拡充に充てられる。

16歳未満の年少扶養控除は、99年度の税制改正で実施した子育て教育減税で10万円上積みし、年48万円に引き上げたばかりで、この控除の増額を1年で止めるのはいかにも朝令暮改の印象を与える。また、これによって、小学生以上16歳未満の子供のいる課税世帯の負担は増える。子供が小学校入学前でも児童手当の支給を受けられない高所得層も負担が増える。また、少子化対策なら、児童手当の拡充よりも、保育所や育児休業制度の整備の方が先決だという意見もある。

以上、冒頭より国税の主な改正点について述べてきたが、地方税では固定資産税の改正を逸することができないので、次に述べることにする。

## 固定資産税の負担軽減――

固定資産税の現行の課税標準額の決定方式(商業地)では、前年度の課税標準額が当年度の新評価額の8割を上回るケースに限って、課税標準額を8割水準に下げる。そして6~8割の範囲なら据え置き、それ未満なら6割に向けて徐々に引き上げる。2000年度改正では、この8割水準を

2000年度、2001年度に75%、2002年度に70%に引き下げる。

地価が下落しているのに税額が増す「負担感のねじれ」を是正しようとする措置であるが、負担軽減は小幅にとどまる見通しである。また、課税標準による負担調整措置は大変複雑であって、税の簡素化と地方分権の視点を重視すれば、税負担の調整は、税率1.4%にこだわらず、自治体の自主的決定に委ねるべきではないか。

## 今後の税制改革の課題

税制改革の中長期的課題としては、財政赤字から脱却し財政再建を果たしていくために税収増が期待でき、かつ少子・高齢化や情報化・国際化に対応できる税制をいかに造り出していくかということになろう。

個人所得税、法人税は、これまでの税制改革で景気対策のため税収中立ではなく、税率を国際的水準にまで引き下げるが、課税ベースの拡大が伴わない形での減税先行型できていたが、今後の財政再建期においては、両税とも課税ベースを拡大する方向で改革を行う必要がある。

個人所得税では、課税最低限の引き下げが課題となろう。少子・高齢化社会の労働力不足を女性労働力でカバーしていかざるをえないすれば、女性の労働市場の拡大努力に合わせて配偶者控除、配偶者特別控除は縮減せざるをえなくなろう。税の公平性を重視する視点からすれば、所得税のフラット化はこれ以上必要なく、今程度の累進性は維持すべきであろう。資産性所得の捕捉を強化し、より公平な課税を目指す視点からすれば、納税者番号制度の導入は、もはや議論の段階ではなく、実施すべき段階に来ていると言うべきであろう。なお、資産性所得は分離課税され、分類所得税化してきているが、株式等譲渡益課税における一般所得との損益通算の取り扱いが、分類所得税の固定化か所得税の総合課税化かの試金石となる。

法人税改革の今後の大問題としては、会社分割に関する税制の整備と連結納税制度の導入は避けて通れない。ただ、それによる法人税収の減少を消費税の引き上げでカバーすれば、法人から消費者への負担転嫁になることを知っておかねばならない。地方の法人課税たる事業税の外形標準化も、税収の安定と負担分担の原則からといって推進すべきであるが、抵抗する赤字法人に一定の軽減措置を施した形で導入し、後にそれを撤廃するのが近道かも知れない。

消費税に関しては、財政再建の上からも、少子・高齢化の財源としても、税率引き上げは避けて通れない。予算総則に「消費税収の使途を基礎年金、老人医療、介護に限る」とした消費税の福祉目的化は、消費税の引き上げの弁法として意味を持つかも知れないが、さらにそれを進めて、税法で使途を限定するような消費税の福祉目的化は、予算原則に反し財政の硬直化を招くので反対である。仮に予算総則程度の福祉目的化であっても、社会保険における税方式の明確な位置づけが前提としてなければならない。また、将来の税率引き上げに先立って、今日急増している消費税滞納問題を納付方法の改善等によって解決しておかねばならない。さらに、税率を引き上げる場合には、逆進性緩和のために生活必需品への負担軽減・免税措置、インボイス方式の導入、中小企業者への過度の優遇措置の圧縮等が課題となろう。

資産課税特に相続税に関しては、今日中小企業の事業継承の点から減税論が高まっているが、相続税が事業継承をどの程度妨げているのかはっきり論証されていない。相続税の負担軽減については、税率を含めて1988年の税制の抜本改革以来何度も改正を繰り返してきているところである。相続税の所得税補完機能、富の再分配の役割を考慮する時、少数の高額資産者に対する過度の減税は慎むべきだと考える。むしろ、相続税、贈与税は、高齢化時代の福祉財源として視野に入れた方がよい。

(かたぎり まさとし)